

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.27

〔共通〕 問1 次に示す防火対象物で使用する物品のうち、消防法令上、必ずしも防災物品とする必要がないものを1つ選べ。

- (1) 高さ32mの事務所において使用する布製のブラインド
- (2) 高さ20mの小学校において使用するカーテン
- (3) 高さ12mの料理店において使用する織りカーベットのじゅうたん（だん通ではない）
- (4) 工事中のプラットホームの上屋において使用する工事用シート

答

解説

- (1) 消防法施行令第4条の3第3項。
- (2) 消防法施行令第4条の3第1項、同条第3項。設問の小学校は、高層建築物、地下街、防災防火対象物、工事中の工作物のいずれにも該当せず、消防法令上、必ずしも防災性能を有するカーテンを使用する必要はない。
- (3) 消防法施行令第4条の3第1項、同条第3項、同施行規則第4条の4第3項第1号。
- (4) 消防法施行令第4条の3第1項、同条第3項、同施行規則第4条の3第1項第2号。

〔消防用設備等〕 問1 消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いに関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 飲食店用途に供される部分の床面積の合計が50㎡であり、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が100㎡である防火対象物は、一般住宅に該当する。
- (2) 飲食店用途に供される部分の床面積の合計が100㎡であり、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡である防火対象物は、令別表第一(3)ロ項に掲げる用途に供される防火対象物である。
- (3) 飲食店用途に供される部分の床面積の合計が70㎡であり、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が100㎡である防火対象物は、令別表第一(4)項イに掲げる用途に供される防火対象物である。
- (4) 飲食店用途に供される部分の床面積の合計が50㎡であり、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡である防火対象物は、一般住宅に該当する。

答

解説

- (1) 令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号、消防庁予防課長・安全救急課長通知。以下「41号通知」という。）2、(1)。
- (2) 41号通知 第2、(2)。
- (3) 41号通知 第2、(2)。
- (4) 41号通知 第2、(3)。令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当することとされている。

〔消防用設備等〕 問2 不活性ガス消火設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、(3)の防護区画の開口部には自動閉鎖装置が設けられており、(4)の消火剤の量は温度20度で1気圧の状態に換算した体積を用いるものとする。

- (1) 窒素とアルゴンとの容量比が50対50の混合物をIG-55という。
- (2) 窒素とアルゴンと二酸化炭素との容量比が52対40対8の混合物をIG-541という。
- (3) 通信機器室に二酸化炭素を放射する全域放出方式の不活性ガス消火設備を設置する場合は、則第19条第4項第1号イに規定する防護区画の体積1㎡につき1.2 kilogramsの

答

解説

- (1) 消防法施行規則第19条第2項第2号口。
- (2) 消防法施行規則第19条第2項第2号口。
- (3) 消防法施行規則第19条第2項第3

割合で計算した量の消火剤を、3.5分以内に放射できるものとする必要がある。

- (4) 窒素を放射する全域放出方式の不活性ガス消火設備を設置する場合は、則第19条第4項第1号口に規定する防護区画の体積1m³につき0.516m³以上0.740m³以下の割合で計算した量の消火剤を、1分以内に放射できるものとする必要がある。

【防火査察】問1 消防法第4条に基づく立入検査の実施方法等に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 立入検査の結果については、原則として、文書（通知書）で違反改修の履行義務者に通知する必要がある。当該文書は法に基づき違反事項の是正を強制するものではないので、国家賠償法第1条に基づく損害賠償の対象となることはない。
- (2) 立入検査は、相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と、立入検査実施の火災予防上の必要性を比較し、極力必要最小限度の関与となるよう、基本的に日中又は営業時間内等に行うことが望ましい。
- (3) 立入検査を実施する場合において、立入検査の相手方に対する事前の通告は法令上必要としないが、既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要があるときは、できる限り事前の通告を実施し、立入検査を実施する必要がある。
- (4) 立入検査で関係のある場所に立ち入る場合は、関係のある者から請求があったときは、市町村長の定める証票を示さなければならない。

【防火査察】問2 命令書によって命令を発動する場合は、行政不服審査法第57条第1項及び第2項に定めるところにより、不服申立てできる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをできる期間を教示しなければならない。不服申立ての教示に関する記述のうち、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第17条第1項に基づき、消防署長が行う命令については、消防長に対する審査請求であり、審査請求期間については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内である。
- (2) 消防法第5条の3第1項に基づき、消防吏員が行う命令については、消防署長に対する審査請求であり、審査請求期間については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内である。
- (3) 消防法第5条第1項に基づき、消防署長が行う命令については、消防長に対する審査請求であり、審査請求期間については、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内である。
- (4) 消防法第8条第3項に基づき、消防長が行う命令については、市長村長に対する審査請求であり、審査請求期間については、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内である。

【危険物】問1 移動タンク貯蔵所の貯蔵の技術上の基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 積載式移動タンク貯蔵所を除き、危険物を貯蔵した状態で移動貯蔵タンクの積替えを行わないこと。

号イ。

- (4) 消防用施行規則第19条第2項第3号口。窒素等のイナートガス消火剤を放射するものにあつては、各防護区画に必要とされる消火剤の量の90%以上の量を、1分以内に放射できるものであることとされている。なお、「防護区画の体積1m³につき0.516m³以上0.740m³以下の割合で計算した量」は、貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量（消防法施行規則第19条第4項第1号口）である。

答

解説

- (1) 通知書は法的には違反事項の是正を強制するものではなく、あくまでも行政指導に属するが、設置義務のない関係者に消防用設備等を設置しなかったなど、関係者に損害を与えた場合は、国家賠償法第1条に基づく損害賠償の対象となる。
- (2) 立入検査マニュアルによる。
- (3) 立入検査マニュアルによる。
- (4) 法第4条第3項による。

答

解説

- (1) 「命令があったことを知った日の翌日から60日以内」である。
- (2) 消防法第5条の4による。
- (3) 「命令を受けた日の翌日から起算して30日以内」である。
- (4) 「60日以内」である。

答

解説 貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、製造所等に共通するもののほか、製造所等の区分に応じた

- (2) 完成検査済証、点検記録、設置許可申請書の写しを備え付けること。
- (3) 貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び最大数量を表示すること。
- (4) 被けん引自動車に固定された移動貯蔵タンクに危険物を貯蔵するときは、被けん引自動車にけん引自動車を固定しておくこと。
- (5) 底弁は、使用時以外は完全に閉鎖しておくこと。

【危険物】問2 第4類の危険物の品名に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) アルコール類とは、1分子を構成する炭素の原子の数が1個から5個までの飽和1価アルコールをいい、総務省令で定めるものを除く。
- (2) 第2石油類とは、1気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいい、総務省令で定めるものを除く。
- (3) 第1石油類とは、1気圧において引火点が21度未満のものをいう。
- (4) 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、1気圧において引火点が250度未満のものをいい、総務省令で定めるものを除く。
- (5) 特殊引火物とは、1気圧において、発火点が100度以下のもの又は引火点が零下20度以下で沸点が40度以下のものをいう。

基準が定められている。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第26条第1項。

答

解説 第4類の危険物は、引火点等により品名区分がされている。なお、アルコール類は、水溶性の危険性を考慮して別の品目とされており、炭素数1～3の飽和1価アルコールが対象とされている。

〔参照条文〕

消防法別表1備考。

昇任試験実力養成講座・救急救命士国家試験問題模擬テスト・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

——— 昇任試験実力養成講座 ———
共通（消防士長・消防司令補）問題

【地方自治】

- 問1 答 (1)
- 問2 答 (2)

【地公法】

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (5)

【消防組織】

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (4)

【消防教養】

- 問1 答 (2)

【消防法規】

- 問1 答 (3)
- 問2 答 (4)
- 問3 答 (2)
- 問4 答 (4)

【消防設備】

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (4)
- 問3 答 (4)
- 問4 答 (4)
- 問5 答 (2)

- 問6 答 ①温泉井戸
②ガス分離設備
③ガス排出口
④これらの間の配管

問7 答 (4)

問8 答 (1)

問9 答 (3)

【建築法規】

問1 答 (4)

【危険物】

- 問1 答 (5)
- 問2 答 (2)

【防災】

- 問1 答 (1)
- 問2 答 (2)
- 問3 答 (1)

【救急】

問1 答 (4)

【救助】

問1 答 (5)

【石油コンビナート】

- 問1 答 (3)
- 問2 答 (3)

【原子力】

- 問1 答 (5)
- 問2 答 (1)

【無線法規】

問1 答 (3)

【無線工学】

問1 答 (3)

【国民保護】

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (2)

【警防】

- 問1 答 (5)
- 問2 答 (5)
- 問3 答 (5)

——— 消防司令問題 ———

【組織管理】

問1 答 (1)

【人事管理】

問1 答 (4)

【消防財政】

問1 答 (5)

〔警防〕

- 問1 答 (5)
問2 答 (1)
問3 答 (5)

〔救急〕

- 問1 答 (5)

＝救急救命士国家試験問題模擬テスト＝

〔一般問題〕

- 問1 答 (5)

- 問2 答 (1)、(3)

- 問3 答 (5)

- 問4 答 (3)

〔状況設定問題〕

- 問1 答 (4)

- 問2 答 (3)

＝＝ 予防技術検定模擬テスト ＝＝

〔共通〕

- 問1 答 (2)

〔消防用設備等〕

- 問1 答 (4)

- 問2 答 (4)

〔防火査察〕

- 問1 答 (1)

- 問2 答 (2)

〔危険物〕

- 問1 答 (2)

- 問2 答 (1)

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

近年、地震災害を中心に防災・減災という面で、社会の関心が高まっている。大企業においては、国の指導とはいえ、地震災害等によって国内ばかりか国際的にも経済的に深刻な打撃を受けまいや「事業継続計画」(BCP)を作成し、真剣な取り組みがなされている。これは、東海、東南海及び南海地震、さらに東京直下地震について、特にその発生が近づいていることが予測されているため、企業の現場において具体的かつ有効な対策の展開が極めて重要になってくる。

他方、防災行政においても例外ではなく、団塊の世代の大量退職後の技術の伝承ということが大きな問題となっている。また、消防においても、昭和40年代の消防広域化によって採用された職員の大量退職が、消防技術の伝承という問題を投げかけている。

このように、社会的には防災・減災に対する関心が高まっている反面、消防のような災害活動を担っている機関では、いわば熟練した職員の退職で災害活動技術の伝承といった新たな問題が派生している。そして、災害活動力が脆弱になっているという点で、さらに指摘しておかなければならないのが、消防職員など災害活動を任せられる要員の高齢化という問題がある。

少なくとも、消防機関が災害活動力の維持という点で喫緊の課題として取り組まなければならないのが、消防技術の伝承と職員の高齢化への対応ではないかと考えられる。まず、知識・技術の伝承という課題では、団塊の世代後の職員には、団塊の世代の人たちと異なり、いわば競争社会の中で、切磋琢磨して知識や技術を身に付けてきた世代ではないために、伝承してい

くべき知識や技術が乏しくなっているのではないかという懸念がある。こうした状況に対しては、何はさておき職員教育に重点をおいて辛抱強く技術の習得を徹底しなければならない。職員の育成に速成はないことを認識しなければならない。

次に、職員の高齢化だが、最初に消防活動に内包する危険性というものをしっかり掴んでおくことが必要だといえる。その上で、災害現場での危険業務から予め外しておくべき職員を把握しておき、消防活動の安全かつ円滑な実施に留意しなければならない。通常の火災出動に関する公務外認定の取消し訴訟でも、「出動指令による出動の開始時から消防の仕事は既往の心臓病を自然的な観察を超えた状態で憎悪させる危険性を内包している」として、公務起因性を認定しているものがある。災害活動にあたる職員の安全は当然のこととして、当該活動の成果に大きな影響を与えることになり、その正否を分けることすらある。

職員の高齢化に伴って安全な活動を図るためには、消防活動の省力化に向けた消防活動研究というようなものがさらに活発に行われるべきである。現在の地方財政の厳しい中においても、費用負担を伴わずに技術の習得や消防活動研究は必ずできる部分も多くある。防災・減災対策には、工夫こそ大切であることを実践する努力を怠ってはならない。そして、災害活動力が技術の伝承や職員の高齢化で脆弱になる傾向があるなら、消防などはさらに積極的に「自分の身は自分で守る」大切さを訴えるべきではないのだろうか。

改訂 消防昇任試験 1000題

■消防昇任試験問題研究会 編
B5判 / 414頁
定価3,000円 (〒340円)

基本的な知識を問う問題を厳選し登載
出題の意図を正しく理解できるよう
全問題に解説を付けた最新の問題集!



近代消防社 〒105-0001東京都港区虎ノ門2丁目9番16号(日本消防会館内) TEL 03-3593-1401 FAX 03-3593-1420